【報道資料】

令和７年９月25日　　奈良県生駒市

三井住友信託銀行株式会社と「遺贈希望者に対する遺言信託業務の紹介に関する協定」を締結

生駒市は、三井住友信託銀行株式会社と９月25日に「遺贈希望者に対する遺言信託業務の紹介に関する協定」を締結しました。

本市はこれまでにも、株式会社南都銀行と「遺言代用信託を活用した寄附制度に関する協定」（令和３年１月１９日）、『「遺贈による寄附制度」に関する協定』（令和３年８月２４日）を締結しています。

■協定の概要

本市に「生駒市のために寄附という形で財産を遺したい」という申し出があった場合、協定により連携先として三井住友信託銀行を紹介するとともに、遺贈寄附希望者の同意を得た上で三井住友信託銀行に情報提供を行うことができます。三井住友信託銀行は、遺言書の作成を支援する「遺言信託」を活用し、遺贈・相続に関する専門的な助言や遺贈寄附を含む遺言書の作成について支援を行います。

＜フロー図＞

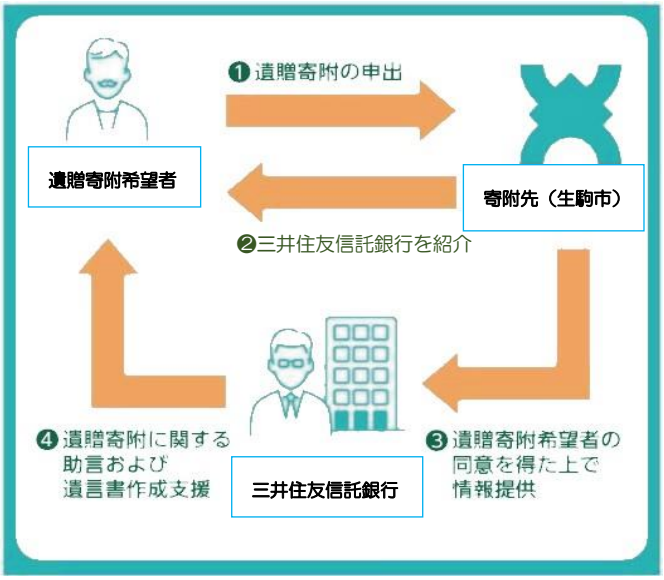

■遺贈寄附とは

生前に遺言書や信託など一定の条件を満たした方法によりご本人の意思を遺しておき、お亡くなりになった後にご遺産の一部またはすべてを寄附することを「遺贈寄附」といいます。遺言書による寄附、遺言信託、遺言代用信託などの方法があり、遺贈寄附の遺産は相続税の対象にはなりません。

本市へはこれまで、遺言代用信託による寄附について６件の申込をいただき、また今年度、市内にお住まいであった方（故人）から遺言書による寄附により、１億３千万円の寄附をいただきました。

この件に関する報道関係からのお問い合せ
生駒市企画政策課（課長　牧井）　☎0743-74-1111(内線4150)